

困ったなあ

に答えます

佐々木知子の
法律相談



佐々木知子
ささきともこ
弁護士
帝京大学法学部教授

夫に浮気された娘。
やり直すための条件を出して…。

地方に嫁いだ娘のことでご相談があります。

娘は東京の大学を卒業後、大手企業の総合職になりました。地方に転勤になった際、10歳近く年上の素封家の医者と知り合い、4年前に結婚しました。せつかくの職を辞めるのはもったいないと思いましたが、おとなしい誠実そうな人ではあつたし、娘が幸せならばと認めたものであります。子供も一人できました。

ところがびっくりです。なんと彼に女がいて、その間に子供まででき、認知をしていたというのです。女から自宅宛てに弁護士名で内容証明が来て、娘の知るところとなりました。相

手はスナックの経営者で、彼はそのなじみ客。金づるだと思われたのかもしれませんが、男女関係はともかく、なんで子供までつくったのか。書面は、今後の養育費を月々ではなく一括して支払ってくれという内容で、2000万円位だそうです。彼は事実を認め、姑とともに申し訳ないと謝ったとか。そして、女とはきっぱり手を切るし、娘とは離婚したくないと言うそうです。

娘は悩んだ末、小さな子供も二人あることだし、夫が女と本當に手を切るならば、今回のことは水に流して、やり直したい。その子の名前を変えてほしい。三つは、割と相手の家が近いので、遠くに引っ越してほしい。そんなことができるでしょうか。



挙げられた条件はどれも難しいでしょう。

お話を聞きながら、娘さんは当然離婚するのだとばかり思っていたので、そうではないと聞いて、びっくりです。

不貞行為のみならず、子供までつくって認知して…。ばれないはずはないのに、ずっと黙っていたというのは大変な裏切り行為ですね。娘さんの方から離婚を言い出せば、相当な慰謝料をもらつて、もちろん親権も、今後の養育費も相当額をもらう約束で別れられるのですが。娘さんに生活能力がないとは思えないでので、その彼は彼なりに良い所があつて、未練があるのかかもしれません。夫婦のことは他人には分かりにくいので。

相手の請求である一括しての養育費支払いは、その子が成人まで生きるかどうかも分からないので、あまりお勧めしませんが、それは彼が自分の弁護士と相談して決めるでしょう。

ご質問ですが、子の認知が父親の戸籍に載ることは知らない人が多いのですが、載せておかないと相続発生時に相続人と分からないので、載るのです。自

分たちの戸籍に他人が載るので嫌なのはよく分かりますが、彼が戸籍の筆頭者なので、彼が本籍地を変えない限りそこに残ります。本籍を変えれば転載されませんが、相続時には元の戸籍をたどつていくので、存在自体が消えるわけではありません。次に、子供の名前の変更ですが、親権者であるその母親が家庭裁判所に「正当な事由」を申し立てて、変更許可をもらわなければなりません。そもそも彼も納得して一字を付けさせたのだとしても彼も女性問題が起きないとは限らないですよね。そこは娘さんもご相談者も覚悟された方がよいと思います。